

# Case Formulation in Probation/Parole (CFP) —保護観察における新たなアセスメントツール使用の意義と 実施計画策定上の留意点—

羽間京子<sup>1)\*</sup>・勝田 聡<sup>2)3)</sup>

<sup>1)</sup>千葉大学・教育学部

<sup>2)</sup>法務省横浜保護観察所

<sup>3)</sup>千葉大学大学院人文科学研究院

## Case Formulation in Probation/Parole (CFP):

Clinical Implications of Using New Assessment Tools for Individuals Under Supervision in Japan  
and Suggestions for Supervision Planning

HAZAMA Kyoko<sup>1)\*</sup> and KATSUTA Satoshi<sup>2)3)</sup>

<sup>1)</sup>Faculty of Education, Chiba University, Japan

<sup>2)</sup>Yokohama Probation Office, Ministry of Justice, Japan

<sup>3)</sup>Graduate School of Humanities, Chiba University, Japan

保護観察における新しいアセスメントツール Case Formulation in Probation/Parole (CFP) は、(a) 保険統計的手法による再犯リスク予測、(b) 動的犯罪誘発性要因と動的保護・改善更生促進要因の分析、(c) ケースフォーミュレーションによる、非行や犯罪に至る長期的プロセスの検討からなる。本研究では、CFPを使用する意義と実施計画策定上の留意点を論じるため、法務省提供の匿名化された35の保護観察事例データに基づき、保護観察官等による研究チームがCFPを用いた分析を行い、求められる処遇方針を検討した。CFP使用の意義として、動的二要因を包括的に把握し実施計画に反映できること、ケースフォーミュレーションによって、より個別な処遇方針が得られ、深い見立てのため必要な情報を特定できることが挙げられた。また、多くの事例で外傷的な体験があり、そのネガティブな心理的影響が非行や犯罪に関連していると考えられた。そのような事例では、トラウマへの十分な理解と慎重な対応が必要だとされた。

New assessment tools for individuals under supervision in Japan (*Case Formulation in Probation/Parole: CFP*) assess (a) actuarial risk for recidivism and (b) dynamic risk factors and dynamic protective and promotive factors. Also, the CFP analyzes (c) the longitudinal process of factors that influence their offending by applying a case formulation approach. The objectives of this study were to determine the clinical implications of using the CFP and suggestions for supervision planning. A research team of professionals, including probation officers, examined de-identified case data of 35 individuals under supervision provided by the Ministry of Justice in Japan, assessed them using the CFP, and discussed possible effective supervision strategies. The case study results indicated that the CFP could comprehensively assess both dynamic factors and incorporate them in supervision planning. Moreover, we found that the results of case formulation in the CFP were helpful to identify individualized supervision strategies and information needed for deeper assessment. Furthermore, the research findings showed that most of the individuals in this study had experienced traumatic events, and the resulting negative psychological effects were most likely related to their crimes. At the same time, we pointed out that supervision practices for individuals with traumatic experiences should be based on understanding and careful consideration for the impact of trauma.

キーワード：Case Formulation in Probation/Parole (CFP), 保護観察の実施計画 (supervision planning), 保護観察 (probation), 仮釈放 (parole), 心的外傷 (trauma)

## 1. 問題と目的

1.1 非行のある少年や犯罪をした人の処遇理論としてのリスク・ニード・レスポンシビティモデルといくつかの批判  
非行のある少年や犯罪をした人の処遇に関する研究の

中で、特に、リスク・ニード・レスポンシビティモデル (Risk-Need-Responsivity model: RNRモデル) (Andrews et al., 1990) は実証的研究を基盤としており、同モデルを踏まえた実践が、欧米諸国をはじめ各国で行われている。RNRモデルは、リスク原則、ニード原則及びレスポンシビティ原則をその中核とする (Bonta & Andrews, 2017)。リスク原則とは、対象となる人の再犯リスクの高低に応じた密度で処遇を行うことであり、ニード原則

\*連絡先著者：羽間京子 hazama@faculty.chiba-u.jp

とは、犯罪を誘発する動的ニード要因（処遇によって変化しうる要因）に焦点を当てて指導や支援をすることである（Bonta & Andrews, 2017）。また、リスポンシビリティ原則とは、効果が認められている手法である認知行動療法的技法を用いること（一般原則）、及び対象となる人それぞれの能力や特性に応じた方法で処遇を実施すること（個別原則）をいう（Bonta & Andrews, 2017）。

RNRモデルでは、リスク、ニード及びリスポンシビリティについての、構造化され、妥当性の高いアセスメントツールを用いることが重視され、アセスメントの結果を実施計画に反映させ、それに沿って処遇を実践することが求められている（Bonta & Andrews, 2017）。具体的には、保険統計的手法による再犯リスク判定に基づいて処遇の密度を設定し、動的ニード要因とリスポンシビリティ要因を処遇の計画に盛り込み、動的ニード要因に焦点を当て、本人の特性に適した処遇を適切な密度で行うことが推奨される（Bonta & Andrews, 2017）。このうち動的ニード要因は、(a) 向犯罪的態度、(b) 向犯罪的交友、(c) 反社会的パーソナリティ・パターン<sup>(注1)</sup>、(d) 家族・夫婦、(e) 学校・仕事、(f) 物質使用、及び(g) 余暇の7項目からなる（Bonta & Andrews, 2017）。ただし、アセスメント結果の処遇計画や実践への反映に関して、先行研究では、リスクに関してはその程度に応じた密度の処遇が設定されている傾向が認められるものの、ニーズやリスポンシビリティについては、処遇の計画で焦点を当てるべきニーズが漏れていたり、リスポンシビリティに関する言及が不十分であったりすると指摘されている（Luong & Wormith, 2011; Nelson & Vincent, 2018）。

また、RNRモデルによるアセスメントの補正に関する議論もなされている。ニード要因だけでなく、改善更生を促進する保護的要因（強み）をアセスメントに加えることが肝要であるとの指摘があり（Serin et al., 2016）、RNRモデルにおいても、強みは、再犯予測とリスポンシビリティの個別原則に関連するものと位置付けられている（Bonta & Andrews, 2017）。さらに、マニュアル化された処遇ではなく、個々の事例について、犯罪に至る脆弱性を生じさせた発達の要因を明確にし、どのような長期的なプロセスから犯罪に至ったかを分析することが重要であるとの提言もなされている（Drake & Ward, 2003）。その際、特にケースフォーミュレーション、つまり、(a) 対象となる人が抱える問題を分析し理解を深め、(b) その問題にかかわる変数を同定し、(c) 介入の対象及び目標を設定する手続（Nezu et al., 2004）が有用だとされる（Drake & Ward, 2003; McMurrin & Taylor, 2013）。

非行や犯罪は様々な要因が複合的に関連して生じるが（羽間, 2023）、たとえばMaruna (2001) は、背景となるリスク要因として、(a) 身体的・心理的虐待に満ちた貧しい生い立ち、(b) 長期の犯罪歴とそれに伴うスティグマ、(c) アルコールや依存性薬物の長期にわたる乱用、(d) ありふれた生活や責任よりも冒険や興奮を好む人格特性、(e) 経済的な機会が乏しい地域での生活等を挙げている。特に被虐待体験等の外傷的体験は、その後の非行や犯罪と関連が深いことが国内外で示されてきた（羽間, 2018, 2021; 羽間他, 2019; 法務省法務総合研究所,

2001; Leitch, 2017; Smith & Thornberry, 1995; Widom, 1989）。しかし、Leitch (2017) は、トラウマ・インフォームドケアの観点から、RNRモデル等、刑事司法領域で使用されているリスクアセスメントモデルでは、外傷的体験に明確な焦点が当てられていないと指摘した。なお、トラウマ・インフォームドケアは、トラウマに特化した支援サービスとは異なる点に留意が必要である（Substance Abuse and Mental Health Services Administration [SAMHSA], 2014）。かかわりの中に、トラウマに特化しエビデンスに基づいた介入が含まれるが、トラウマ・インフォームドケアは、あくまでも再トラウマ体験を与えないようにすること、そのために支援機関の風土を整えていくことを意味する（羽間, 2020; 川野, 2018; SAMHSA, 2014）。したがって、あえてトラウマに焦点づけた介入を差し控えることもある（羽間, 2020）。

## 1.2 日本の保護観察におけるアセスメントツール

保護観察は、対象となった非行のある少年及び犯罪をした人に通常の社会生活を送らせながら、面接等により接触を保ち、一定の遵守すべき事項（遵守事項）を守らせるなどの指導監督と、必要な支援（補導援護）を行うことによって、その再非行や再犯の防止と自立・改善更生を助ける社会内処遇である。日本では、通常、常勤の国家公務員である保護観察官と、民間の篤志家で非常勤の国家公務員である保護司の協働態勢によって、処遇が実施される<sup>(注2)</sup>。保護観察官は、保護観察開始当初に、保護観察に付された人に面接し、アセスメント（見立て）をし、保護観察の実施計画を立てる。その実施計画に基づき、担当を指名された保護司が日常的な接触を保ち、必要な助言・指導を行う。保護観察の状況に関する保護司の定期的な報告に基づき、保護観察官は、必要に応じて、面接を行ったり危機介入したりする。

法務省保護局は、従前の静的リスク要因（犯罪歴等処遇によって変化しない要因）を中心とするアセスメントツールに代わり、RNRモデルを基盤とするアセスメントツールである「保護観察におけるケースフォーミュレーション（Case Formulation in Probation/Parole: CFP）」を開発した。CFPを用いた保護観察処遇は、2018年10月からの試行を経て、2021年1月から全国で正式実施された。CFPは、(a) 保険統計的手法による再犯リスク予測（静的リスク要因中心）、(b) 動的犯罪誘発性要因と動的保護・改善更生促進要因のアセスメント（以下、要因分析ともいう。）、及び(c) パス図を作成した上でケースフォーミュレーションによって行う、非行や犯罪に至った長期的なプロセスの検討の3つから構成される。

CFPにおける動的犯罪誘発性要因はRNRモデルの7つの動的ニード要因に対応し、さらに、それぞれに動的保護・改善更生促進要因が対応している。具体的には、(a) 向犯罪的態度には反省の深まりなど態度の好ましい変化、(b) 向犯罪的交友には不良交友の断絶や望ましい交友関係、(c) 反社会的パーソナリティ・パターンにはセルフコントロール力が高まるなどの改善が、それぞれ対応する動的保護・改善更生促進要因である。加えて、(d) 家族・夫婦には支え手の存在や家族からの支援、(e)

学校・仕事には資格の取得、就労・就学の継続や成功体験、(f)物質使用には薬物やアルコールの断絶または節酒、(g)余暇には不適切な余暇の改善や望ましい余暇活動が対応する。保護観察官は、保護観察の実施計画を策定するにあたり、CFPの保険統計的リスク予測を基礎として面接の頻度を設定し、また、動的犯罪誘発性要因と動的保護・改善更生促進要因の分析結果や非行・犯罪プロセスの検討結果を保護観察の実施計画に反映させ、保護観察処遇を実施することとされている。

これまで、CFPに一定の再犯予測力があり、特に、より多い動的犯罪誘発性要因該当数とより少ない動的保護・改善更生促進要因該当数が、再犯を有意に予測することが明らかにされてきた(羽間・勝田, 2021, 2022)。加えて、CFPの評定について、適度から優れた評定者間信頼性が認められている(羽間・勝田, 2023)。

### 1.3 問題と本研究の目的

日本の保護観察に、新たなアセスメントツールであるCFPが正式に導入されてから2年以上が経過する。しかし、保護観察処遇においてCFPを使用することの意義や、実施計画策定上、どのようなことに留意すべきかについては詳しく論じられていない。

筆者らは、CFPの効果検証を目的として、非行・犯罪臨床の専門家と保護観察官等による研究チームを結成し、法務省保護局から、2018年10月から実施したCFPの試行事例につき、個人が特定されないよう匿名化されたデータの提供を受け、CFPの要因分析とケースフォーミュレーションに焦点を当てた事例研究を行ってきた。本稿は、その事例研究の結果を踏まえ、CFP使用の意義をまとめるとともに、CFPの結果に基づき保護観察の実施計画を策定するための留意事項を論じることを目的とした。

## 2 方 法

本研究は、千葉大学教育学部生命倫理審査委員会の承認を受けて実施された。

複数メンバーによる事例検討会での議論が可能な事例数は最大1月あたり1件と考え、予定した研究期間(約5年)を通して計60件の事例を検討対象とすることとした。そこで、2018年10月から実施されたCFP試行事例のうち、法務省保護局から個人が特定されないデータとして提供された389件について、第二著者が、年齢、性別、保護観察の種類、主たる事件の内容により、60件を無作為に抽出した。具体的には、まず年齢を10代(229人)、

20代(38人)、30代(36人)、40代(38人)、50代以上(48人)に分け、それぞれエクセルのランダム関数を用いて乱数を発生させ、無作為に各々144人、24人、23人、24人、30人を抽出した(以下、抽出方法は同じ)。次に、性別により、男性136人、女性18人を抽出した。さらに、保護観察を受ける人の種類により、保護観察処分少年45人、少年院仮退院者15人、刑事施設仮釈放者(全部実刑に限る。以下、同じ)17人、保護観察付全部猶予者15人、保護観察付一部猶予者(仮釈放された人を含む。以下、同じ)5人を抽出した。最後に、主たる事件内容によって、財産犯24人、粗暴犯11人、性犯6人、薬物犯8人、その他11人を抽出した<sup>(注3)</sup>。抽出した60件のうち、事例の情報が質量ともに十分な事例から検討の対象とした。本稿では、下記に示す事例検討会で2019年7月から2023年4月までに検討した35事例を取り上げた。Table 1にて、35事例の基本的属性を示した。

2018年に全国で保護観察が開始された事例と比べると(法務省法務総合研究所, 2019)、性別では男性の割合(77%)が少なかった(全体88%)。保護観察の種類では、少年院仮退院者(29%, 全体8%)、全部執行猶予者(14%, 全体10%)及び保護観察付一部猶予者(9%, 全体4%)が多く、保護観察処分少年(14%, 全体33%)と刑事施設仮釈放者(34%, 全体44%)の割合が少なかった。主たる事件内容は、全体の割合に比して、粗暴犯(26%, 全体11%)及び性犯(14%, 全体4%)が多く、薬物犯(11%, 全体20%)とその他(9%, 全体24%)の割合は少なかった。財産犯は約40%で、これは全体の割合と同じであった。なお、保護観察開始時の平均年齢及び保護観察期間は、犯罪白書等の国の統計では、層別に示されており不明である。

上記の事例を担当していない現職の保護観察官5人、保護観察官経験者である法務省職員4人及び非行・犯罪心理学の専門家1人の計10人によって事例検討を行った。うち9名は保護観察官として10年以上の実務経験があり、1人は5年以上の実務経験を有していた。異動等に伴い、出席者には入れ替わりがあり、2019年7月から2023年4月までの事例検討会の出席者は、1回あたり平均6.7人だった。各研究会において、まず、出席者が個々に、事例の資料をもとに要因分析を行った上で、非行や犯罪に至った長期的なプロセスについてパス図を作成した。その上で出席者全員による討議を行い、合意に達したパス図を事例検討会の結論とした。さらに、結論としたパス図を踏まえ、出席者全員でケースフォーミュレーションを行い、保護観察の実施計画作成上の留意点を議論した。

Table 1 分析対象者の基本的属性

項目	内訳等
平均年齢 (SD)	26.6歳 (SD=10.8)
性別	男性27人、女性8人
保護観察期間	669.2日 (SD=514.1)
保護観察の対象となる人の種類	保護観察処分少年5人、少年院仮退院者10人、刑事施設仮釈放者12人、保護観察付全部猶予者5人、保護観察付一部猶予者3人
主たる事件内容	財産犯14人、粗暴犯9人、性犯5人、薬物犯4人、その他3人

(注) N=35。財産犯は窃盗、詐欺等、粗暴犯は暴行、傷害、殺人等、薬物犯は覚醒剤自己使用等である。

### 3 結 果

#### 3.1 要因分析の結果

CFPでは、上述の7つの動的犯罪誘発性要因と動的保護・改善更生促進要因を把握することとされている。検討対象となった35事例について把握された各要因はTable 2のとおりであった。両要因の併存事例数も示した。

動的犯罪誘発性要因のうち、家族・夫婦は全事例で該当し、向犯罪的交友及び学校・仕事の該当も33事例と多かった。また、向犯罪的態度、物質使用及び余暇は、事例の半数以上が該当した。このうち、家族・夫婦及び学校・仕事については、動的保護・改善更生促進要因があり、かつ両要因が併存する事例も多かった。他方、動的犯罪誘発性要因該当事例数に比し、動的保護・改善更生促進要因の該当事例数が少なかったのは、物質使用及び余暇であった。また、反社会的パーソナリティ・パターンは、動的犯罪誘発性要因の該当は9事例と多くはなかったが、動的保護・改善更生促進要因があった（両要因が併存）のは1例と限られていた。

事例ごとに把握された要因の数は、動的犯罪誘発性要因が平均5.1 ( $SD=1.1$ , 最小値3, 最大値7), 動的保護・改善更生促進要因が平均3.6 ( $SD=1.1$ , 最小値1, 最大値5) だった。さらに、羽間・勝田 (2021, 2022) において、より多い動的犯罪誘発性要因該当数とより少ない動的保護・改善更生促進要因該当数が再犯を有意に予測することが示されていることから、各事例における動的二要因の該当数の差を求めた。両要因の該当数の差異は、動的保護・改善更生促進要因が上回る1から、動的犯罪

誘発性要因が上回る-6までの範囲にあり、平均は-1.5 ( $SD=1.6$ ) であった。

#### 3.2 ケースフォーミュレーションの結果

非行や犯罪に至った長期的プロセスについてパス図を作成し、ケースフォーミュレーションを行った結果、非行や犯罪は複数の要因の相互作用から生じている (羽間, 2023) ことが示された。その確認の上で、以下、多くの事例に認められた共通点を抽出した。

まず、ほとんどのケース (34事例) に、何らかの外傷的な出来事が認められた (Table 3)。次に、外傷的な出来事があった全34事例において、何らかのネガティブな心理的影響があったと理解された。ネガティブな心理的影響の内容をTable 4にまとめた。

さらに、以上の34事例全てについて、このようなネガティブな心理的影響から、不適応行動が生じ、それが非行や犯罪の要因になったり、あるいはネガティブな心理的影響から直接的に非行や犯罪につながったりしていたととらえられた。不適応行動として該当したのは、不良交友 (12事例), 浪費・ギャンブル (11事例), 飲酒 (7事例), 性的逸脱 (4事例), 自傷行為 (3事例), 深夜徘徊や家出 (2事例), 不純異性交遊 (1事例) だった。非行や犯罪としては、器物損壊や暴力 (12事例), 窃盗 (7事例), 無免許運転や暴走行為 (5事例), 薬物使用 (4事例), 脅迫 (3事例), 放火 (2事例) が挙げられた。

なお、ケースフォーミュレーションを実施する中で、要因同士のつながりが分からないというような、つまり見立てを阻害するほどのものではなかったが、より深い

Table 2 動的犯罪誘発性要因及び動的保護・改善更生促進要因該当事例数

項目名	動的犯罪誘発性要因 該当事例	動的保護・改善更生促進要因 該当事例	〔両要因併存事例〕
向犯罪的態度	25	24	(18)
向犯罪的交友	33	23	(22)
反社会的パーソナリティ・パターン	9	1	(1)
家族・夫婦	35	34	(34)
学校・仕事	33	32	(30)
物質使用	19	4	(4)
余暇	26	9	(8)

注)  $N=35$ 。両要因併存事例は、動的犯罪誘発性要因該当事例、動的保護・改善更生促進要因該当事例の内数である。

Table 3 外傷的な出来事の内容

内容	該当事例数
児童虐待や家庭内での暴力	23
学校でのいじめ被害や学校・職場での不適応 不適切な養育 (一貫性のない養育, 差別, 不和, 過干渉等)	17
離別体験 (離婚や死亡等)	16
その他の自分を強く否定される出来事	4

注)  $n=34$ 。重複計上あり。

Table 4 外傷的な出来事の心理的影響の内容

内容	該当事例数
力への同一視	11
他者の関心を求める傾向の強さ	11
敵意の強さ	10
自己肯定感の低さ	9
対人関係の不安定さ	7
承認欲求の強さ	7
強い者に流される傾向	4
その他	14

注)  $n=34$ 。重複計上あり。「その他」には、対人不信 (3事例), 解離傾向 (3事例), 現実逃避傾向 (3事例), 見捨てられ不安 (2事例), 支配的な対人関係 (2事例), 自責 (1事例) が含まれる。

見立てという観点からすると不足していると思われる情報が34事例において特定された。具体的には、きょうだいとの関係などの家庭環境（22事例）、生活上の重要なエピソードのより詳しい内容（11事例）、障害傾向の有無や程度、支援の有無（9事例）、本件非行や犯罪のより詳しいきっかけや本件後の感情（7事例）、飲酒開始年齢や飲酒頻度（5事例）などであった。

### 3.3 要因分析とケースフォーミュレーションを踏まえた処遇方針について

事例検討会では、要因分析とケースフォーミュレーションの結果を踏まえ、それぞれの事例に望ましいと思われる処遇方針が議論された。まず、3.1で示した要因分析の結果から、動的犯罪誘発性要因に留意した指導監督とともに、動的保護・改善更生促進要因を支える補導援護の方針の必要性が確認された。たとえば、動的犯罪誘発性要因の該当数が動的保護・改善更生促進要因を上回り、後者の該当数が少ない事例では、動的犯罪誘発性要因を踏まえた指導監督を中心に処遇をしつつ、動的保護・改善更生促進要因と思われる動きの出現に敏感になることが求められるとの指摘がなされた。また、ある領域の動的犯罪誘発性要因に対応する動的保護・改善更生促進要因がみられないが、他の動的保護・改善更生促進要因が認められる事例では、動的犯罪誘発性要因に留意した指導監督を行いながら、他の領域での動的保護・改善更生促進要因を支えつつ処遇していくことが適切であるとされた。

次に、ケースフォーミュレーションの結果を踏まえ、全事例において、更に必要とされる処遇方針が具体的に検討された。更に必要とされた個別の処遇方針として、5事例以上に該当したのは、自己肯定感を高めるために本人の努力を支えること（16事例）、枠組みを明確に示し維持すること（9事例）、保護司の特性を生かした細やかな見守りや生活面での助言をすること（9事例）、孤立しやすい傾向に留意すること（5事例）、適切な距離を保つこと（5事例）、丁寧に相談に乗ること（5事例）だった。具体例を挙げると、知的能力面での配慮や支援が必要だと思われた事例において、枠組みを明確に示し維持すること、保護司の特性を生かした細やかな見守りや生活面での助言をすることに加え、近い未来を予測できるような助言をすること、言語よりも行動に焦点を当てて指導をすることなどが処遇方針として求められるとされた。

なお、3.2で述べた通り、34事例で何らかの外傷的な出来事が認められ、それが心理的にネガティブな影響を及ぼし、最終的に非行や犯罪につながっているとの見立てがなされたが、その出来事を取り上げ話し合うなどの直接的介入をするという処遇方針が必要だとの議論はなかった。その理由として、事例検討会では、まず、外傷的な出来事の多くが、保護観察に付された理由となった本件非行や犯罪に近い過去に生じたものではなく、長期的にそれぞれの人に影響を与えているものにとらえられることが挙げられた。さらに、そのような体験に安易に触れることは、心的外傷を不必要に再燃させる危険性があるとされた。むしろ、外傷的な体験の存在とその心理

的影響を念頭に置きつつも、本件非行や犯罪に時間的により近接しており、直接的関連がより高いと思われるリスク要因や強みに焦点を当てた処遇を行うほうが、実際的で、また、侵襲性がより低く、本人たちも受け入れ取り組みやすいと考えられるとの指摘がなされた。

## 4 考察

本研究の目的は、保護観察処遇においてCFPを使用する意義と、保護観察の実施計画策定上の留意事項を論じることであった。そのために、非行・犯罪臨床の専門家と保護観察官等による研究チームが事例検討会を実施し、保護観察の対象となった35人について、匿名化された事例データを基にCFPを作成し、求められる処遇方針を議論した。

### 4.1 要因分析の結果から

要因分析の結果から、家族・夫婦、学校・仕事は動的犯罪誘発性要因が該当する事例は多いが、動的保護・改善更生促進要因が該当し併存する事例も多いことが示された。他方、物質使用、余暇及び反社会的パーソナリティ・パターンでは、動的犯罪誘発性要因該当事例数に比べ、動的保護・改善更生促進要因の該当事例数が少なかった。従前の静的リスク要因を中心とするアセスメントツールに比し、CFPでは、より広い領域において、動的犯罪誘発性要因だけでなく動的保護・改善更生促進要因も適切に把握できるとともに、以上の結果が示すように、動的二要因の該当や併存の状況を容易に比較することが可能である。その点、後述するような、より具体的な処遇方針を立てる上でも、CFPのほうが従前のアセスメントツールよりも適切だといえることができる。

### 4.2 ケースフォーミュレーションの結果から

ケースフォーミュレーションの結果、外傷的な出来事が34事例に認められ、それがネガティブな心理的影響をもたらし、そこから直接的あるいは間接的に非行や犯罪につながっているととらえられた。これらの結果は、Maruna（2001）や被虐待体験等の外傷的体験と非行や犯罪の関連の深さを指摘する先行研究（羽間，2018，2021；羽間他，2019；法務省法務総合研究所，2001；Leitch，2017；Smith & Thornberry，1995；Widom，1989）を支持する。また、このような理解は、要因分析のみからでは得られず、ケースフォーミュレーションによって明らかとなったものだった。

さらに、ケースフォーミュレーションを実施する中で、見立てをしていく上での情報の不足も指摘された。これは、それがなければ要因のつながりがわからないなどの見立てを阻害するレベルのものではなかったが、より深い見立てのためには必要だと考えられた。臨床実践上、情報が不足していることが問題なのではなく、不足している情報が明らかになることが重要であり（土居，1992）、それを特定できることがCFPの利点だといえる。保護観察開始当初にCFPを使用して不足している情報を特定した後、処遇の経過とともに、必要な情報を可能な範囲において収集し、更にCFPを使用することによって

見立てがより豊かになる。このような積み重ねが、一層適切な保護観察処遇の実施につながると考えられる。

#### 4.3 要因分析とケースフォーミュレーションを踏まえた処遇方針から

要因分析の結果から、動的犯罪誘発性要因と動的保護・改善更生促進要因を踏まえた指導監督・補導援護の方針が求められることが確認されたが、それに加え、ケースフォーミュレーションの結果に基づく検討において、全事例で、個々に即した具体的な処遇方針が導き出されるに至った。たとえば、前述の知的能力面で支援や配慮が必要な事例で示されたような処遇方針であり、これらは、その人の特性に応じたものという点でレスポンスビリティ原則に適合しているといえる。このように、ケースフォーミュレーションを行うことで、RNRの中核原則に、より適した処遇方針が樹立できる。

他方、ケースフォーミュレーションによって明らかになった、非行や犯罪の背景要因としての外傷的な出来事について、それを直接取り扱うという処遇方針が必要だとの議論はなされなかった。その理由として、事例研究会で挙げられた内容は3.3で述べた通りであるが、トラウマ・インフォームドケアの観点からも、再トラウマ防止等のために、安全であることが最優先され(SAMHSA, 2014)、トラウマを安易に扱うことは避けるべきとの指摘がなされている(羽間, 2020)。外傷的な体験に関する情報を収集する際も、同様に十分な配慮が求められる(Leitch, 2017)、4.2で論じたように、情報収集はあくまでも可能な範囲で行う必要がある。この点において、CFPが基盤とするRNRモデルは、比較的短期的な犯罪誘発性要因を中心にしており、処遇実践上も、本件非行や犯罪に時間的に近接し、より直接関連していると考えられる要因を処遇の焦点とするほうが、侵襲性が低く実際的であるといえる。

ただし、以上の議論は、相手の外傷的な体験に留意しなくてよいということを意味しない。人を歴史的存在としてとらえる深い理解があってこそ、言葉の選び方などを含め、どのような対応がより適切かを検討できる。また、外傷的な体験の影響の緩和につながりうるような関係性とは何か、保護観察でどのような関係性を実現できるかは処遇上の重要な観点となる。それを検討することが、たとえば、担当保護司の指名や関係機関との連携に当たっての貴重な資料を提供する。この点、RNRモデルは、Leitch (2017) が批判するように、トラウマに明確な焦点を当てていない。日本の保護観察処遇において、対象となる人が外傷的な体験を抱えている場合、その影響を十分に理解した上で、処遇の中でどのように配慮していくかに関して、これからも丁寧な議論が必要である。

また、本研究では、事例検討会においてCFPによる見立てを改めて行い、CFP使用の意義や保護観察の実施計画策定上の留意点を論じてきたが、今後、より効果的な保護観察処遇に資するために、現に事例を担当した保護観察官による、CFPの要因分析やケースフォーミュレーションの結果と、実施計画の適合性を検討する研究が求められる。さらに、実施計画と実際に行われた保護観察処遇の適合性を検討し、適合性を高めていくための議論

を展開することも必要である。

#### 注

1. ここでいう反社会的パーソナリティ・パターンとは、衝動的であること、冒険的な快楽を追求すること、トラブルが多発していることなどを意味し、「精神疾患の診断・統計マニュアル第5版テキスト改訂版(DSM-5-TR)」(American Psychiatric Association, 2022)という反社会性パーソナリティ障害とは異なる。
2. 保護観察官直接担当の事例もある。
3. 財産犯は窃盗、詐欺等、粗暴犯は暴行、傷害、殺人等、薬物犯は覚醒剤自己使用等である。

#### 付 記

本研究の分担は次の通りである。羽間は1.1, 1.3, 3及び4を執筆し、勝田は1.2及び2を執筆した。本研究は、JSPS科研費19K03277及び23K02955(研究代表者:羽間京子)の助成を受けた。本研究の実施を承認し、データを提供下さった法務省保護局長に感謝申し上げる。また、事例検討参加メンバーに深謝する。本論文の議論は筆者らのものであり、法務省の見解ではない。

#### 文 献

- American Psychiatric Association (2022). *Diagnostic and statistical manual of mental disorders* (5th ed., text revision). American Psychiatric Association.
- Andrews, D. A., Bonta, J., & Hoge, R. D. (1990). Classification for effective rehabilitation: Rediscovering psychology. *Criminal Justice and Behavior*, 17(1), 19-52. <https://doi.org/10.1177/0093854890017001004>
- Bonta, J., & Andrews, D. A. (2017). *The psychology of criminal conduct* (6th ed.). Routledge.
- 土居健郎 (1992). 方法としての面接—臨床家のために—新訂 医学書院
- Drake, C. R., & Ward, T. (2003). Treatment models for sex offenders: A move toward a formulation-based approach. In T. Ward, D. R. Laws, & S. M. Hudson, (Eds.), *Sexual deviance: Issues and controversies* (pp. 226-243). Sage.
- 羽間京子 (2018). 被虐待体験と非行の関連について 生活指導研究, 35, 53-63.
- 羽間京子 (2020). トラウマインフォームドケアの意義—支援者の立ち位置について— 生活指導研究, 37, 11-17.
- 羽間京子 (2021). 被虐待体験と非行の関連及び非行・犯罪からの離脱のプロセスを左右する要因 生活指導研究, 38, 45-57.
- 羽間京子 (2023). 少年非行—保護観察官の処遇現場から 増補新版— 批評社
- 羽間京子・勝田聡 (2021). 保護観察におけるアセスメントツールの再犯予測力の検証 千葉大学教育学部研究紀要, 69, 27-32. <https://doi.org/10.20776/S13482>

- 084-69-P27  
 羽間京子, 勝田聡 (2022). 保護観察におけるアセスメントツールの動的要因の再犯予測力 千葉大学教育学部研究紀要, 70, 7-12. <https://doi.org/10.20776/S13482084-70-P7>
- 羽間京子・勝田聡 (2023). 保護観察におけるアセスメントツールの評定者間信頼性の検証 千葉大学教育学部研究紀要, 71, 47-51. <https://doi.org/10.20776/S13482084-71-P47>
- 羽間京子・西慶子・森伸子 (2019). 被虐待体験と重大事犯の関連—若年男子受刑者の調査から— 生活指導研究, 36, 83-94.
- 法務省法務総合研究所 (2001). 法務総合研究所研究部報告11—児童虐待に関する研究 (第一報告) — 法務省法務総合研究所
- 法務省法務総合研究所 (2019). 令和元年版犯罪白書 <https://hakusyol.moj.go.jp/jp/66/nfm/mokuji.html>
- 川野雅資 (2018). ト라우マ・インフォームドケア 精神看護出版
- Leitch, L. (2017). Action steps using ACEs and trauma-informed care: A resilience model. *Health & Justice*, 5(1), 5. <https://doi.org/10.1186/s40352-017-0050-5>
- Luong, D., & Wormith, J. S. (2011). Applying risk/need assessment to probation practice and its impact on the recidivism of young offenders. *Criminal Justice and Behavior*, 38(12), 1177-1199. <https://doi.org/10.1177/0093854811421596>
- Maruna, S. (2001). *Making good: How ex-convicts reform and rebuild their lives*. American Psychological Association.
- McMurrin, M., & Taylor, P. J. (2013). Case formulation with offenders: What, who, where, when, why and how? *Criminal Behaviour and Mental Health*, 23(4), 227-229. <https://doi.org/10.1002/cbm.1891>
- Nelson, R. J., & Vincent, G. M. (2018). Matching services to criminogenic needs following comprehensive risk assessment implementation in juvenile probation. *Criminal Justice and Behavior*, 45(8), 1136-1153. <https://doi.org/10.1177/0093854818780923>
- Nezu, A. M., Nezu, C. M., & Lombardo, E. R. (2004). *Cognitive-behavioral case formulation and treatment design: A problem-solving approach*. Springer Publishing.
- Serin, R. C., Chadwick, N., & Lloyd, C. D. (2016). Dynamic risk and protective factors. *Psychology, Crime & Law*, 22(1-2), 151-170. <https://doi.org/10.1080/1068316X.2015.1112013>
- Smith, C. A., & Thornberry, T. P. (1995). The relationship between childhood maltreatment and adolescent involvement in delinquency. *Criminology*, 33(4), 451-481. <https://doi.org/10.1111/j.1745-9125.1995.tb01186.x>
- Substance Abuse and Mental Health Services Administration (2014). *SAMHSA's concept of trauma and guidance for a trauma-informed approach*. [https://ncsacw.acf.hhs.gov/userfiles/files/SAMHSA\\_Trauma.pdf](https://ncsacw.acf.hhs.gov/userfiles/files/SAMHSA_Trauma.pdf)
- Widom, C. S. (1989). The cycle of violence. *Science*, 244 (4901), 160-166. <https://doi.org/10.1126/science.2704995>